

平成 31 年度

松本市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



平成31年度 松本市社会福祉協議会 事業計画

《 目 標 》

『みんなでつくろう とともに生きる地域の心を』

* 社協をめぐる状況

高齢化の急速な進展や、加齢に伴う障がい者の増加、更には、不安定な雇用が増える社会情勢の中、支援を必要とする高齢者、障がい者、生活困窮者等が増加しています。

また、子どもの貧困や社会的孤立といった新たな福祉課題や生活課題も生じており、既存の制度では対応困難な複合的課題が増加するなど、福祉に対するニーズは複雑多様化し増大しています。

このような状況から、国においては、複合的な課題を抱える世帯等への支援にあたり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり多様な生き方を尊重し支え合うことで、新たな価値観に基づく地域社会である「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されています。

現在、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められていますが、さらに、介護保険制度の生活支援体制整備事業を活用した地域全体での支援体制の充実強化を図ることとされています。

本会においては、この事業の一環として平成31年度松本市から委託を受けて、地域での生活支援サービスを取りまとめて促進していくリーダー的役割を受け持つ「地区生活支援員」を各地区へ配置し、日常生活支援体制の整備充実に取り組みます。

加えて、地域住民が主体となって活動を行うための「地区別地域福祉活動計画」の策定や推進に向けて支援をするとともに、制度の狭間にある問題を抱える人を受け止め、必要な支援につなげ、住民同士で支えあう地域づくりに向けて、多様な事業展開に取り組んでまいります。

《 重点目標 》

1 地域福祉推進事業

地域住民が主体となって活動を行うための参加計画である「地区別地域福祉活動計画」の策定や推進に向けて、関係職員が共通認識を持ち一体的な取組みを実践するための地区活動の方針「地区活動の見直しと推進 H30.9」にもとづき、地域福祉推進会議が進捗状況の管理と地区担当者の活動支援を行いながら、方針に掲げられている各種市社協事業の創設や見直しを進め地区支援活動に取り組んでまいります。

さらに、松本市から委託を受けて、地域での生活支援サービスを取りまとめて促進していくリーダー的役割を受け持つ、「地区生活支援員」を各地区へ配置し、日常生活支援体制の整備充実を図ることとし、地域福祉と生活支援を一体のものとして推進する必要があることから、本会の組織の見直しを行い、生活支援をはじめとする自立支援、生活就労支援、包括支援を集約する生活福祉課を新たに創設してまいります。

また、地域の多様な生活課題を解決するための仕組みは、高齢化の進行や社会情勢の変化による人と人との繋がり希薄化から、今までのように家庭内や地域の支えに期待できず、町会組織、民生委員等の一部の市民に負担が増加しているため、ボランティアセンターでは、福祉教育、人材育成講座等を通じ、地域での支えの重要性と必要性の理解を求め、あらゆる世代の地域福祉の支え手の育成に取り組んでまいります。

生活困窮や判断能力の低下した方の自立した日常生活を支援するため、行政や支援専門職間の連携を一層に強化し、困りごとの早期発見と相談支援を行なうことで、地域で生活を持続するための権利養護の推進を図るとともに、「生活就労支援センターまいさぼ松本」では、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を更に推進するための仕組みづくりを検討してまいります。

また、2市5村が参加する「成年後見支援センターかけはし」における成年後見制度の相談支援や法人後見の受任を推進するとともに、増加する後見ニーズに対応するため、第2期市民後見人養成講座を開催し、更なる権利擁護の仕組みづくりを推進してまいります。

2 介護保険事業

平成30年度介護報酬改定では、通所介護についてサービス提供時間の区分の見直し及び大規模型事業所の報酬単価の減額が行われ、当会の通所介護事業も大きく減収となりました。さらに、通所介護、訪問介護事業所における介護人材の減少も深刻な状況となっております。

このような状況を踏まえ、平成31年度においては、引き続き効率的な事業運営と、稼働率向上に向けた営業努力、人材確保の取組みの強化に努めてまいります。

また、自立支援型のサービス提供のため人材育成に力を入れ、利用者が在宅生活を可能な限り継続していけるように支援を図ってまいります。

3 障がい者支援事業

障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の総合的な支援を行い、障がい者福祉の向上を図るとともに各種の施設では安定経営に努めてまいります。

障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型の 5 事業所では、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対しての就労及び生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労などに必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他基本的な生活習慣を習得するための支援を行ってまいります。

また、障がいのある方が、共同生活を行うグループホームの運営では、引き続き地域の中で家庭的な雰囲気の中で快適な生活を送れるよう健全運営に努めてまいります。

さらに、グループホームの運営実績を検証し、今後の新たな施設建設計画の取り組みを推進してまいります。

《 各課の主要取組及び事業概要 》

総務課

○ 法人運営事業

1 主要取組

(1) 事業運営の透明性と組織経営の見直し

社会福祉法人は高い公益性と非営利性から、その運営状況について市民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。そのため、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）や現況報告書及び役員、評議員報酬の公表を行います。

また、本所機能及び組織経営を見直すことにより、さらなるガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上に取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営

補助金・委託金の確保や、介護保険事業・障がい者支援事業等においては収支の状況を把握しながら、予算の効率的・効果的な執行に努めます。

さらに、財政分析を行い、中長期的な視野に立って、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

(3) 将来を見据えた職員体制の構築

限られた人員で、より効率的・効果的な運営ができるように組織、要員の見直しを行い、必要な定員の確保や職員の適正配置に努めるとともに、法人全体で職員の職務能力の向上と所属長のマネジメント力の強化を図ります。

また、「働き方改革」関連法案の施行に伴い、年次有給休暇取得を促進するとともに、ストレスチェックの全員実施などメンタルヘルス対策の充実を図り、働きやす

い職場環境づくりに努めます。

さらに、将来的な事業の見通しや職員の年齢構成のバランス等にも配慮して、事業の継続に影響が出ないように、将来を見据えた採用計画や職員体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 効率的な組織運営

- ア 理事会・評議員会の開催
- イ 事務局会議の開催（毎月）
- ウ 安全衛生管理活動の推進
- エ 職員提案制度の実施
- オ 社協活動への理解促進
- カ 役員報酬基準の策定と公表

新 キ 事務局係長会議の開催

新 ク 本所機能の見直し

(2) 法令遵守の推進

- ア 情報公開に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 苦情解決に関する事務
- エ 公益通報に関する事務
- オ 危機管理に関する事務
- カ 情報管理に関する事務
- キ 諸規程の整備

(3) 持続可能な財政運営

- ア 予算・決算・監査に関する事務
- イ 財務諸表等の公表（広報紙・ホームページ等）
- ウ 財政分析の実施
- エ 人件費赤字分の削減
- オ 補助金・委託金の安定確保
- カ 積立金の運用管理
- キ 「社会福祉充実残額」の明確化と活用

(4) 総合的な人事管理

- ア 多様な人材の登用
- イ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の対応
- ウ メンタルヘルス対策の充実
- エ 所属長ヒアリングの実施
- オ 職員研修の実施
- カ 障がい者雇用の推進
- キ 人事・給与システムの運用
- ク キャリアアップ支援制度の充実

地域福祉課

○ 地域福祉推進事業

1 主要取組

新 (1) 地域福祉推進会議の運営

地域福祉推進会議により地区担当職員の地区活動指針となる「地区活動の見直しと推進 H30. 9」の進捗管理と地区担当職員のフォローアップを行い、市社協の一体的な取組みを継続して進めます。

新 (2) 地域包括ケアシステムの構築

市社協が従来から取り組んできた、だれもが安心して住み慣れた地域で生活できるように、共に支え合える地域づくりに向けて、「地域包括ケアシステム構築のための活動方針 H30. 7」にもとづき、方針に掲げる事項について重点的に取り組みます。

(3) 第3期地区別地域福祉活動計画の推進

第3期地区別地域福祉活動計画（以下「地区別計画」という。）の推進に向けて、計画に掲げる市社協の役割にもとづいて、重点的に取り組む市社協の事業を具体的に取り組むために、市社協地区担当職員の活動方法を示した、「地区活動の見直しと推進 H30. 9」により地区活動を進める中で、並行して地区別計画の策定と推進につなげます。

【市社協の役割】

- ア 地域の活動推進
- イ 地区担当職員の専門性の向上
- ウ 地区別計画の進行状況管理
- エ 助成事業の提供と活用

(4) 地区社協（支会）及び分会社協（町会）・町会福祉活動の推進・支援

- ア 地区社協及び分会活動への支援を継続的に行い、課題等を把握、整理のうえ活動の活性化を目指します。
- イ 地区社協が行なう地域福祉活動に要する経費を助成し、財政支援を行います。
また、活動の活性化に向けて、より効果のある支援となるように助成制度の見直しを行います。

(5) 福祉啓発活動

市社協事業の内容や各地区における先進的な取組みの過程等を紹介する等、地域の福祉力向上のための啓発活動を行います。

(6) 福祉車両・車椅子等の貸出

一時的に必要とする市民の利便性と経済性に配慮し、福祉車両・車椅子等の貸出を行い福祉サービスの向上につなげます。

2 事業概要

新 (1) 地域福祉推進会議の運営

市社協内5課(地域福祉課、生活福祉課、西部・四賀・北部地区センター)の課長による地域福祉推進会議、補助機関である担当者による担当者会議を随時に開催し、地区課題の解消に向けた市社協の取組みの検討と情報共有を図ります。

新 (2) 地域包括ケアシステムの構築

重点事項を効果的・効率的に取り組むために、市社協地区担当及び事業担当職員が共同して取組みを進め、「地域福祉推進会議」がフォローアップと進行管理を行います。

【重点事項】

ア 身近な範囲で、支援が必要な人を見守り・支えるための、市民と専門職のネットワークづくりである「見守り安心ネットワーク事業」の推進

イ 孤立しない地域づくりのため、「サロン」、「カフェ」等の、身近で集い、出会い、交流し、活動する場づくりである「地域活動拠点整備事業」の推進

ウ 社協事業の手法(ノウハウ)を取り入れた、住民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりである「有償生活支援事業」の推進

新 (3) 地区担当職員による「地区活動の見直しと推進 H30.9」の実践

各地区に共通する課題の解決方法は、市社協の統一した方針にもとづいて地区活動を進めることを基本とし、そのうえで各地区の特性を生かした活動に取り組みます。また、地区の状況により既に各種の取組みが進んでいる地区については、取組みを一層推進します。

(4) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

ア 地区社協(支会)及び分会(町会)活動、町会福祉活動を推進するための支援

イ 地域福祉活動推進助成事業の実施

(ア) 地区別地域福祉活動計画推進事業

(イ) 福祉調査活動

(ウ) 広報啓発事業

(エ) 地域実践事業

(オ) ふれあい・いきいきサロン事業

(カ) 地域福祉コーディネーター設置事業

ウ ふれあい会食会事業への助成

エ 敬老の日行事への助成

オ 町会児童遊園地整備への助成

(5) 福祉啓発活動

ア 市社会福祉大会の開催(7月18日、キッセイ文化ホール)

イ 広報編纂方針にもとづく「社協まつもと」の発行

ウ 市社協ホームページによる情報発信

エ 県社会福祉大会への参加(9月20日、駒ヶ根市文化会館)

(6) 福祉車両・車椅子等の貸出

ア 福祉自動車貸出事業

イ 車椅子等貸出事業

(7) 福祉団体活動及び支援

ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進

イ 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成

ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携

エ 福祉団体への支援及び、団体事務の効率化の検討

○ ボランティアセンター事業

1 主要取組

(1) ボランティアセンターの基盤・人づくりの推進

ボランティア活動の需給調整を行うとともに、ボランティアを養成する講座等の事業を通して、人材の発掘・育成を行い、地域におけるボランティア活動の推進を支援します。

(2) ボランティアの活動支援

ボランティアの情報提供、助成金の交付等を行い、地域のボランティア活動を支援します。また、ボランティア保険の普及及び加入を促進します。

(3) 福祉教育の推進

子どもから大人まですべての人を対象に、身近な地域で暮らす障がいのある人や高齢者など様々な人々との多様な生き方に触れ合うことで、コミュニケーション力を高めるとともに、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育む福祉教育を推進します。

(4) 災害ボランティア活動

災害時にボランティア活動を円滑に行うために、各地区において災害ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成と事前登録を図ります。

(5) 地区ボランティア部会への支援

地域づくりを進める観点から地域で活動しているボランティア関係者の情報交換や交流を深めるためにボランティア部会の支援を図ります。

2 事業概要

(1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネート活動

ア ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供

イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供

ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整

エ 市民活動サポートセンターとの連携

オ ボランティアコーディネーター研修への参加

新 (2) おやこ福祉体験チャレンジ教室の開催

- ア 市内小学校4年生から6年生の児童及び家族を対象とした福祉体験の開催
- イ 炊出し等災害時の取り組みの紹介

新 (3) 被災地復興活動講演会

- 災害に対する市民への啓発と、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会の開催

新 (4) ボランティアありがとうの集い

- 日頃からボランティア活動に取り組まれている方々を慰労し、活動者同士の交流を図り、社協との関わりを深めていただく場を設ける

(5) 福祉教育ボランティア養成講座の開催

- ア ボランティア養成講座、研修会の開催
- イ 高齢者疑似体験・車イス体験等を使った福祉教育講座の開催

(6) 高齢者支援人材育成講座

- ア 高齢者支援の担い手育成
- イ 傾聴ボランティア講座の開催

(7) 調査・研究活動の推進

(8) 啓発・広報・情報提供

- 社協ホームページ・ブログ等で情報発信

(9) 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進

- ア 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
- イ 連絡会の開催

(10) 災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施〔9月1日(日) 岡田地区〕

(11) ボランティア保険の普及及び加入促進

(12) 松本市ボランティア交流集会の開催及びボランティア間の情報交換

(13) 心身障害児(者)ふれあいバスハイクの実施

(14) 結婚推進事業の実施

○ 有償生活支援事業

1 主要取組

(1) 有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

- 介護保険制度の生活支援サービスの対象外となる制度のすき間や保険の上限を超えたサービスの不足部分を担う社協ならではの生活支援サービスで、市民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりや地域での支え手育成を推進するための手法の一つとして、市域全体を対象に事業展開を図ります。

2 事業概要

新 (1) 有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

町会単位での事業説明会を通じて、地区内の支え合いの必要性や支え手の重要性の理解を深め、地区資源（住民・民間・NPO法人等）を活用した地区独自の仕組みを検討します。この事業では地区内住民が主体的に進めることを基本として、当会職員である事業担当職員、市社協地区担当職員及び地区生活支援員が共同して、推進します。

ア 地域の支え合いにより効果的で取り組みやすいものとなるよう事業内容の見直し

イ 拡大方法

(ア) 事業担当職員と市社協地区担当職員が共同し取組みを進め、地域福祉推進会議のフォローアップと進行管理

(イ) 地域づくりセンター長の支援のもと、地区内の事業説明会と協力者の勧誘

(ウ) 理解者を通じて知人・友人へ勧誘し、モデル的地区の取組みを他地区へ波及

ウ 地区生活支援員の関係性

地区内の「生活支援の仕組みづくり」を進める手法の一つとして、本事業のノウハウを地区内へつなげるために地区担当職員と地区生活支援員が連携

エ サービス提供者の立上げ

各地区内の既存の協議会を活用して地区の実情に沿った住民主体や民間事業者を含めたサービス提供者の立上げ

オ 地区の主体的な取組み支援

各地区の生活支援の取組みや協議会の事務業務に活用可能となるように、地域福祉活動推進助成事業の見直し

○ 児童センター運営事業

1 主要取組

(1) 放課後児童クラブの充実

共働き家庭やひとり親家庭が増加しているなかで、児童センターなどで実施している放課後児童クラブは、子どもたちが放課後や学校の長期休業中に安全・安心して過ごせる居場所として利用が増え、大規模化している施設が増えています。

また、発達障害などで集団での遊びが苦手な子や、家庭環境などにより様々な配慮や支援が必要な子どもも増えています。こうしたことから、子どもたちが安心・安全に過ごすことができるように最大限の配慮をしながら、必要に応じて児童相談所など関係機関等との連携を図りながら早期の対応に努めます。

さらに、遊びを通じた仲間関係の中で自主的な活動を援助し、社会性や豊かな人間性が育まれるように努めます。

(2) 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談の実施や各種講座の開催など子育て支援に取り組みます。

(3) 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、当会として実施する福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた児童の健全育成を推進します。

2 事業概要

(1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

- ア 運営委員会の開催（年2回）
- イ 館長会の開催（毎月）
- ウ 職員研修の実施（新任館長、新任職員、館長・厚生員合同研修会 他）
- エ 保護者との懇談及びアンケートの実施（市・社協）
- オ サービス規律の徹底と適正な事務処理

(2) 児童館・放課後児童クラブ事業の実施

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- ウ 休日つどいの広場事業の実施（芳川児童センターつどいの広場）
- エ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- オ 地域との連携事業
- カ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施
- キ 地域を対象とした活動（児童館まつりなど）
- ク ボランティア活動の推進

○ プラチナセンター事業

1 主要取組

(1) プラチナセンター事業の推進

高齢者が、いつまでも色あせることなく輝き続けながら、より充実した豊かな生活をするためのプラチナ大学や、各種講座を開催し高齢者の生きがいをづくりの推進を図ります。

2 事業概要

(1) プラチナセンターの事業運営

- ア 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- イ センターの利用団体の活動支援
- ウ 福祉入浴の実施

(2) 福祉団体の活動支援

- ア 松本市高齢者クラブ連合会への支援

生活福祉課

○ 生活支援体制整備事業

1 主要取組

新 (1) 生活支援体制整備事業の推進

福祉ひろば事業や公民館活動により、地区の困りごとを解決する住民主体の取り組みは、35地区を単位に徐々に進みつつありますが、高齢化による支え手不足や人と人との希薄化の進行により、取り組みの停滞が起こり始めています。

そこで、住民主体の活動による「互助」と、行政や関係機関との協働による「共助」の推進により、各地区の実情に沿った生活支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図ります。

新 (2) 地区生活支援員活動

生活支援体制の整備に向けて、松本市から委託を受けて35地区の地域づくりセンターを基本に1人ずつ「地区生活支援員」を配置し、人材育成にもとづく互助の強化と必要なサービスの創出を目的に、地区と包括支援センターをはじめとする専門職や関係機関が一体的な活動を行います。

新 (3) 生活支援体制の基盤づくり

35地区において生活支援体制整備を推進し、「地区生活支援員」の組織的なバックアップを行うため、地区の取り組み状況にもとづき、既存の協議体を位置付け、①地域支え合い推進員の支援内容検討 ②地区内のニーズとサービス提供情報の明確・共有化 ③介護予防・生活支援に関する企画、立案、活動方針の協議 ④情報交換、地域づくりに関する意識の統一を図ります。

2 事業概要

新 (1) 生活支援体制整備事業の推進

「地区生活支援員」は、行政、関係機関、民生児童委員及び市社協の地区担当職員等と連携し、地域づくりセンター長が主導する「地区支援企画会議」等で関係を築き、役割分担をしながら取り組みを進めます。

ア 地区課題の話し合い

イ 地区で生活支援を協議する協議体（以下「協議体」という。）、民生児童委員協議会、地域ケア会議などに出席し、地区の情報を共有し連携

ウ 必要に応じて住民を巻き込んだ勉強会の企画等

新 (2) 地区生活支援員活動

31年度は、第二、中央、寿台、里山辺、四賀、梓川地区の6地区に「地区生活支援員」を配置し、市社協地区担当職員が共同して活動を始めます。

また、松本市から委託を受け運営を行なっている地域包括支援センター（南部・南西部・西部）の生活支援コーディネーター（第1層生活支援コーディネーター）が基幹包括支援センターと企画・調整を行った内容を、包括エリア並びに市社協内で一体的に取り組みを進めます。

ア 包括地区担当職員と地区生活支援員との連携

イ 地域ケア会議、協議体等を活用した連携

ウ 地区支援企画会議等を利用した連絡会による情報の共有

○ 自立支援事業

1 主要取組

(1) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の低下した相談者が、安心して地域で生活できるように、日常生活自立支援事業を通して権利擁護を推進します。

(2) 生活福祉資金貸付事業の推進

自立相談支援事業との連携による総合的な相談支援体制を構築し、自立相談支援機関との有効かつ円滑な連携を図ります。

2 事業概要

(1) 日常生活自立支援事業の実施

(2) 生活福祉資金貸付事業の実施

(3) ぐらしの資金貸付事業の実施

(4) ふれあい福祉センター（福祉相談）の実施

ア 福祉法律相談

○ 生活就労支援センター事業

1 主要取組

(1) 生活就労支援センター事業の推進

生活困窮者への相談支援・就労支援等で自立を図るとともに、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を推進するための仕組みづくりを進めます。

2 事業概要

(1) 松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の受託運営

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計相談支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を高揚）

○ 包括支援センター事業

1 主要取組

(1) 地域包括支援センター事業の推進

地域包括ケアシステム構築に向けて、受託する地域包括支援センターでは、地域住民の身近な地域の総合相談窓口としての役割を担うため、生活支援コーディネーターによる地区での取組みや、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催を通じて、地域の見守り体制（ネットワークづくり）と介護予防の推進に努めます。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センター事業の推進

松本市からの受託を受け、南部、南西部、西部地区の3地区の地域包括支援センターの運営

在宅福祉課

1 主要取組

(1) 人材定着及び人材育成

人材確保が困難な中、介護職員の定着のための職場環境づくりや、研修、勉強会を実施して今後の制度改正に対応できる人材育成を進めるとともに、処遇改善に向けた抜本的な対策の検討を行います。

(2) 事業運営の効率化と稼働率の向上

事業運営をより効率的に行うとともに、営業活動を進め、稼働率の向上を図り収入確保に努めます。

(3) 訪問介護事業、更新認定調査事業、相談支援事業の安定経営に向けた取組

収益が低下している在宅福祉課の訪問介護事業、更新認定事業、相談支援事業について、見直し改善を実施し今後の事業の在り方を検討します。

2 事業概要

(1) 介護保険関連事業

ア 居宅介護支援事業

介護計画書・介護予防計画書の作成、介護支援専門員専門研修等への参加

イ 訪問介護事業

訪問介護計画書、利用者状況報告書等の作成、訪問介護サービスの実施

ウ 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護計画書等の作成、訪問入浴介護サービスの実施

(2) 障害者総合支援法関連事業

ア 障がい児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護、家事援助、同行援護、移動支援等の実施

イ 指定相談支援事業の推進

サービス等利用計画

書の作成、相談支援専門員研修等への参加

(3) 受託事業

ア 在宅入浴の実施

施設障害福祉課

1 主要取組

新 (1) グループホーム2館目等建設計画の取り組みの強化

現在、当会では、障害者グループ井川城を運営していますが、障害当事者家族などからグループホームの2館目建設について要望もあり、また、篤志家からグループホームの建設資金や、発達障害者の支援などに使ってもらいたい旨の寄付をいただいていることもあり、新施設建設計画の取り組みを推進します。

(2) グループホーム井川城の健全運営

入居者の安心・安全を確保するとともに、独自の親睦事業（誕生日会、クリスマス会等）や季節の料理を提供することで、利用者が楽しく生きがいを持って暮らせる環境作りに努める。また、外出支援で利用者本人が自活の力をつけるよう支援を行うと共に地域の行事・作業等に参加するなど地域との関わりも大切にしながらグループホームの健全運営に努めます。

(3) 喫茶「C a f e ポリジ」及び障がい者施設の共同店舗の健全運営

希望の家の利用者を中心に運営する喫茶事業と同店内に併設する就労継続支援B型事業所5施設による共同店舗では、利用者の自立に向けた支援の起点とできるよう、地域とのかかわりを大切に、就労訓練の場、各施設の自主製品の展示販売の場として更に充実させ、健全運営に努めます。

(4) 障がい福祉事業の充実

当課の所管施設である就労継続支援B型事業所5施設（希望の家、岡田希望の家、南ふれあいホーム、北ふれあいホーム、障がい者就労センター・はた）では、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目標とし、通所による就労訓練及び生産活動の機会を提供するとともに、5施設の連携強化に努め、各種事業の増収及びそれに伴う利用者の工賃アップを図ります。

また、心身障害者福祉センター、しいのみ学園についても、障がい福祉事業として将来を見据えた持続可能な事業とするため、他の施設とも連携を図り、安定した事業体制の構築に取り組みます。

2 事業概要

(1) 施設の運営（喫茶「C a f e ポリジ」・共同店舗）

ア 健全運営に向けた集客アップの取り組み（新商品開発、雑誌等への掲載やイベント開催による広報活動の強化）の推進

イ 障がい者の働く場として、接客や調理技能の向上のための支援強化

ウ 喫茶・共同店舗の健全運営のため、施設連絡会議の定期開催（5施設連携強化）

（2）施設の運営（グループホーム井川城）

ア グループホーム入居者の生活をより楽しく豊かなものにするため、余暇活動や季節行事等の充実

イ 外出支援により買い物をする機会の提供、自立訓練の強化

ウ グループホームのサービス管理責任者及び世話人のスキルアップを図り、入居者の障害特性に応じた適正な支援ができるよう各種研修への参加や、情報交換、事業所内勉強会を積極的に実施

エ 地域住民との交流を深めるため、地区内で開催する行事等に積極的に参加

オ 入居者が心身ともに健康的な生活を維持できるよう、体調管理や見守りを実施し、必要に応じて近隣の医療機関との連携

カ 有事の際に備え施設の安全管理を確保するため、整備機器の取扱い方法の確認

（3）障がい福祉事業の運営

ア 新規利用者の確保に努めるとともに、利用者の働く意欲の向上につながる作業の拡大（希望の家）

イ 自主生産製品の開発研究を進め、利用者が興味を持って取り組み、自立した生活を営むことができる力の習得を支援（希望の家）

ウ 地域行事への参加等による地域住民との交流を通じて障害福祉への理解と地域に根ざした施設運営の実施（岡田希望の家）

エ 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）を進めることで楽しみながら「共に生きる力」を育て、自立した生活力の向上を支援（岡田希望の家）

オ 自主生産事業における、藍染めを中心とした草木染め製品の品質向上を図るとともに、喫茶「C a f e ポリジ」共同店舗の売り上げアップに向けた取り組み強化（岡田希望の家）

カ 重度の障がいをお持ちの利用者に向け、難易度の低い作業の導入（南ふれあいホーム）

（ア）平易な作業のある企業との取引を検討し、利用者の工賃アップと安定収入の確保

（イ）現在取り組んでいる作業内容の工夫

キ 障がい者福祉や精神疾患について知っていただき、正しく理解していただく機会を設定（南ふれあいホーム）

- (ア) 自主生産事業の販売や行事参加の依頼があった際など機会のあるごとに、
必要な配慮やできる内容について伝達
 - (イ) スキルアップを図るため、施設職員自身が研修等に参加
 - (ウ) 法人全体での障がい者福祉に関する研修の実施
 - ク 安定経営のため、障害相談支援センター等の関係機関との連携強化
(北ふれあいホーム)
 - ケ 就労に向けた作業訓練を重視し、一人でも多く就労できるよう支援強化
(北ふれあいホーム)
 - コ 新規の受託製品の確保及び自主製品の開発に取り組み、利用者の工賃アップと
安定収入の確保 (北ふれあいホーム)
 - サ 乾燥フーズの製造、販売にも取り組み、利用者の工賃アップと安定収入の確保
(障がい者就労センター・はた)
 - シ 児童発達支援事業、放課後デイサービス事業において個々の子どもの状況に応
じた適切な発達支援、療育の質の向上 (しいのみ学園)
 - ス 日常生活の訓練事業として在宅重度障がい者等を対象として開設している
「やまなみ学級」で仲間との交流を深め、生きがいを高める訓練、学習、創作
活動の実施 (心身障害者福祉センター)
 - セ 心身障害者の高齢者対策として、デフクローバー (豊高齢者の会) 事業により
社会参加をサポート (心身障害者福祉センター)
 - ソ 外部からの不審者の侵入に対する防犯対策の継続強化 (共通事項)
 - タ 予算の適正執行・管理と経営分析 (共通事項)
- (4) 総合社会福祉センターの管理運営
- ア 指定管理施設の指定継続(平成30年度～32年度の3年間)
 - イ 大規模設備改修への対応・連携・協力 (平成29年度から3年間)
 - ウ 総合社会福祉センターふれあいまつりの実施

西部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 第3期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

平成28年度に策定された第3期地域福祉活動計画は、5年計画の4年目にあたり「場づくり」「人づくり」「心をはぐくむ」の基本計画に基づいた「地域の担い手づくり」「地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実」「地域で見えづらい課題に気づきあう」重点目標の進捗状況を確認し、西部地区内の地域福祉課題の把握に努め地域福祉の一層の推進を図ります。

〔拡〕(2) 地域包括ケアシステムの推進

誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けられることができる仕組みの「地域包括ケアシステム」や、介護保険制度の中に位置付けられた「新しい総合事業」を推進し、西部地区の地域にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(3) スケールメリットを生かした事業展開

所管する安曇、奈川、梓川、波田の西部地域4地区について、合同防災訓練や福祉と健康のつどい等、それぞれが連携・協働して一体感のある事業に取り組むことにより、西部地域における地域福祉の一層の推進を図ります。

〔拡〕(4) 小地域を大切にしたい地域づくりの推進

益々の少子高齢化が進む西部地域4地区にあつては、行政が推進する地域包括ケア会議や地区社協と連携しながら、それぞれの地域特性を生かした見守り支援体制の構築を目指し、地域の福祉力を高めるため「地域の福祉は地域の住民自らが担っていく」ことを目的とした事業を展開する等、小地域を単位とした地域福祉の一層の充実を図ります。

〔拡〕(5) 地域福祉課との連携

所管する西部地域4地区はもとより、平成27年度から担当地区に加わった和田、新村、今井、島立の4地区について、地域福祉課と連携しながら当該地区における地域福祉の一層の推進を図ります。

〔新〕(6) 地域共生社会の推進

梓川地区に地区生活支援員を配置し、生活支援体制整備事業の推進に取り組みます。

(7) 奈川社会就労センターの運営

奈川社会就労センター及び寄合渡分場は、奈川地区内において働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えた方々に対し、就労または技能習得のために必要な機会を提供するとともに、自主事業（農業）等をとおして地域に開かれた環境づくりに努め、利用者が気軽に相談・利用できる施設運営を行います。

2 事業概要

- (1) 地区社協の育成、事業等への連携、協力
 - ア 事務局として活動を推進、支援
 - イ 町会別サロン事業（波田、梓川）
 - ウ 見守り安心ネットワーク事業
 - 新エ 既存の施設を利用したサロン活動の推進（梓川）
 - オ 西部4地区社協(奈川、安曇、梓川、波田)会長会の開催
- (2) 地区ボランティア組織の育成、強化
 - ア 子ども福祉チャレンジ教室（福祉教育、ボランティア育成講座）
 - イ ボランティア活動の需給調整（運転ボランティアの活動支援等）
 - ウ ボランティア相談
 - エ ボランティア育成講座
 - オ 配食ボランティア（奈川）
- (3) 地区福祉関係団体の育成
 - ア 高齢者クラブ
 - イ 民生委員・児童委員協議会
 - ウ 日赤奉仕団
 - エ 身体障害者福祉協会
 - オ 遺族会 等
- (4) ワンポイント介護講座の開催
 - ア 内容 基本的な知識、技術の習得 全3回講座
 - イ 期 日 6月及び11月
 - ウ 会 場 波田保健福祉センター、梓川福祉センター
- (5) 西部地区福祉と健康のつどいの開催（西部4地区社協共催）
 - ア 内容 演奏会及び講演会
 - イ 期 日 11月16日（土）
 - ウ 会 場 波田文化センターアクトホール
- (6) 合同防災訓練(講習会)の実施（西部4地区社協共催）
 - ア 内容 炊き出し訓練、災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション及び講演会
 - イ 期 日 6月9日（日）
 - ウ 会 場 梓川地区(4地区持回りで実施)
- (7) 奈川地区見守り支援ネットワーク事業の推進
 - ア 内容 奈川地区において、高齢者が不安と感じている食の問題への取り組みを行ない、併せて住民同士の見守り体制を構築していくため、西部地区センターが主体となり、民生委員、福祉団体、ボランティア、移動販売実施業者との協働による買物支援をとおした見守りのネット

ワークづくりを行なう

- イ 協 力 奈川地区民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団奈川分団、ボランティア、奥原商店
- ウ 対象地域 奈川地区全域

新 (8) 地域共生社会の推進

- ア 地区生活支援員による生活支援・介護予防のコーディネート（梓川）
- イ 地域包括ケアシステムの推進

- (9) 福祉自動車、車椅子貸出事業の実施
- (10) 日常生活自立支援事業への協力
- (11) 共同募金、日赤事業の推進
- (12) 梓川福祉センターの運営
- (13) 奈川ふれあいの家・ほのぼの広場の運営
- (14) 奈川社会就労センターの運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

ア 居宅介護支援事業

梓川・波田地区に事業所を設置し、西部地区の居宅介護支援事業の拠点として援助が必要な利用者に保健・医療・福祉サービスが受けられるよう地域に密着した事業運営を目指します。

イ 訪問介護事業

梓川地区に事業所を設置し、西部地区の訪問介護事業の拠点として効率的なサービス提供をするための職員配置を構築し地域に密着した事業運営を目指します。

ウ 通所介護事業

安曇・奈川・梓川・波田地区に事業所を設置し、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化することで、新規利用者の確保と利用者拡大に取り組むと共に効率的な職員配置の構築に努め、地域との交流・地域へのPRを推進します。

(2) 職員の資質向上

計画的に研修を実施（個別研修計画を作成し、研修目的の達成状況を適宜評価、改善措置を実施）し、専門職としての資質向上、技能の平準化を図ります。

(3) 地域包括支援センター、医療機関との連携強化

各事業所間の連携はもとより、地域包括支援センターや医療機関等との連携強化を図り新規利用者の受入態勢の強化を図ります。

2 事業概要

- (1) 居宅介護支援事業所（梓川居宅介護支援事業所・はた居宅介護支援事業所）
 - ア 介護計画書・介護予防計画書の作成、及び相談業務
 - イ 地域包括支援センター、地区民生児童委員会、松本市立病院との連携
 - ウ 年間研修計画に基づく介護支援専門員専門研修等への参加
 - エ 認知症サポート事業（キャラバンメイト事業）への参加
 - オ 事例検討会議等の開催（月4回）
 - カ 特定事業所加算Ⅱの取得（梓川・はた居宅介護支援事業所）
- (2) 訪問介護事業所（西部ヘルパーステーション）
 - ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成
 - イ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症介護、虐待防止等）
 - ウ 訪問介護員会議等の開催（月1回）
 - エ 実習生、職場体験等の受入
 - オ 特定事業所加算Ⅱの取得
- (3) 通所介護事業所（安曇デイサービスセンター・奈川デイサービスセンター・梓川デイサービスセンター・波田デイサービスセンター・波田デイきたはらっぱ）
 - ア 通所介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 地域密着型デイサービスセンターの運営（認知症対応型・梓川デイサービスセンター、一般型・波田デイきたはらっぱ）
 - ウ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営（安曇・奈川・梓川）
 - エ 中重度者ケア体制加算及び認知症加算、個別機能訓練加算、サービス提供体制加算の取得（西部5事業所）

新たに近隣医療機関と機能訓練指導を中心とした連携を図り、生活機能向上連携加算の取得
 - オ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）
 - カ 地域ケア会議等への参加
- (4) 障害者総合支援法事業所（西部ヘルパーステーション）
 - ア 障がい児・者居宅介護事業
身体介護、重度訪問介護の実施

四賀地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

新 (1) 生活支援活動者（グループ）の掘り起し

「楽しくないと人は動かさない、続かない」好きなこと楽しいことを中心として、住民の主体的な地域コミュニティを生み出し、魅力を感じ生きがいや幸せを共感でき、高齢者の技能や特技を生かしながら、仲間（グループ）の掘り起しを推進し、地域コミュニティの中核的存在につなげます。

新 (2) 暮らしの自立活動支援（社会福祉協議会の地域社会貢献）

介護保険部署との協働体制による介護予防教室を創設し、脳卒中や認知予防・運動機能向上・口腔ケア改善・栄養知識・転倒予防体操・筋力トレーニング・レクリエーションなどのプログラムを企画開催します。

新 (3) 地域資源を活かした新たな居場所づくり

いきいきサロンの拡充、高齢者サロン「ぷくぷくの家」の充実や「えんがわ隊」による従来への支援を継続実施します。また新たにぷくぷくの家での夜間利用や、支所、福祉ひろば、寺院、宿泊温泉施設、野山、更に路線バスなどの地域の資源を有効活用するなど、新鮮な感覚と魅力ある居場所づくりを進めます。

新 (4) 地域共生社会の実現に向けて

ア 子どもから高齢者まで全ての人々が、生涯健康で自立し役割を持ち、地域、暮らし、生きがいを共に創り合う「地域共生社会」の実現に向けて、住民の生活課題や要望・意向の把握に努め、地域住民や地域づくり協議会、関係団体との連携を図り、地域包括ケアシステムへの参画や地域の人たちの「生きがい」や豊かさ、「ふだんの暮らしのしあわせ」を感じることができるとともに、地域づくりの推進に努めます。

イ 地区生活支援員による、生活支援体制整備事業の推進に取り組みます。

(5) ささえあい事業の推進

ささえあい事業の充実と協力者の育成拡大に努め、隣近所の住民同士がささえあい活動の意識づくりに努めます。

(6) 若者、子どもとの連携による地域づくり

学校と地域との協働による福祉教育を実践するとともに、つどいの広場や保育園、若者や子育て世代との交流・連携により、若者や子ども達と地域の人とのつながりを醸成する取り組みを進め、「子どもたちの豊かな成長」や若者や子どもたちの地域社会参加に努めます。

(7) 相談窓口の充実

住民の包括的相談の充実を図り、必要に応じ関係機関等につなげます。

2 事業概要

- (1) 過疎地有償運送事業（補助金事業）
- (2) 高齢者等生活支援事業（受託事業）
- (3) 住民の生活実態調査による生活課題、要望、意向の把握
- (4) ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊、えんがわ隊の推進）
- (5) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営
- (6) 町会を中心とした「いきいきサロン」の拡充
- (7) 若者・子どもとの連携による地域づくり
 - ア 小中学生を対象とする地域の人への意識づくり
 - イ 幼児を通じての「家庭と地域」とのつながりのきっかけづくり
 - ウ 若者、子どもへの支援、連携による地域づくりの推進（郷土の文化、防災、未来創造）
- 新** (8) 生活支援活動者（グループ）の掘り起し
 - ア 趣味や特技を共通とするグループ「何でもいいんでない会（仮称）」の掘り起し
- 新** (9) 暮らしの自立活動支援（社会福祉協議会の地域社会貢献）
 - ア 「高齢者元気づくり講座（仮称）」の定期開催と出前講座開催
- 新** (10) 地域資源を活かした新たな居場所づくり（子どもから高齢者まで）
 - ア ぷくぷくを家の夜間利用や支所、福祉ひろば、寺院、宿泊温泉施設、路線バスの有効活用
- 新** (11) 地域共生社会の実現に向けて
 - ア 地区生活支援員による生活支援・介護予防のコーディネート
 - イ 地域包括ケアシステムへの参画
- (12) 若者、子どもへの支援、連携による地域づくりの推進（郷土の文化、防災、未来創造）
- (13) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行、）
- (14) ボランティア組織の強化
- (15) ボランティア感謝祭の開催 11月10日（日）
- (16) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 7月6日（土）・7日（日）
- (17) 四賀小応援団への参画
- (18) 会田中コミュニティスクールへの参画
- (19) 四賀地区「福祉の集い」の開催 6月16日（日）
- (20) もしもの時の玉手箱事業の推進
- (21) 住民相談窓口の充実（心配ごと相談の開催）
- (22) 健康づくり・予防対策の推進
- (23) 民生児童委員協議会事務局
- (24) 福祉団体事務局（高齢者クラブ、遺族会、）
- (25) 赤い羽根共同募金活動

- (26) 日赤奉仕団事務局
- (27) 福祉車輛・車椅子貸出
- (28) 器具備品貸出

○ 介護保険関連福祉事業

1 主要取組

(1) 安定的な事業運営の推進

地区センター所管の3事業所において、地域住民や関係機関との交流・連携を強化し、事業サービスの充実及び質の向上、利用者の確保等により、介護報酬の増収を図り、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

(2) 事業所の資質向上

職員研修を重点実施し、職員個々の技能向上と事業所の資質向上を図ります。

(3) 個別事業所の取組み

ア 四賀居宅介護サポートセンター

(ア) 地域福祉事業と連携をとり、地域で暮らし続ける為の支援を連動して行う事で、新規の困難ケースなどの積極的な受入れを図ります。

(イ) ケアプラン作成にあたり、サービス利用者としてではなく、生活者としての利用者の姿に目を向け、生きがいを持って本人が社会参加できる事を中心に他職種との連携、情報共有を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。

新 (ウ) 地区センターの他部署との協働体制により、主に介護予防などについて、支援専門員として学んだ事を地域の住民に還元し、社会福祉協議会として地域貢献に努めます。

イ 四賀ヘルパーステーション

(ア) 地域福祉事業との連携や地区外エリアへのサービス拡大による利用者の獲得

(イ) 職員個々の技能のスキルアップと事業所の資質向上

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

新 (エ) 地区センターの他部署と協働体制により、訪問介護員の技能などについて、地域住民に還元し、社会福祉協議会として地域貢献に努めます。

ウ 四賀デイサービスセンター

(ア) 地域福祉事業との連携や地域住民との交流による利用者の確保

(イ) 質の高いサービスの提供

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 中重度利用者や介護予防利用者の拡大

新 (オ) 地区センターの他部署との協働体制により、社会福祉協議会としての地域貢献（専門技術の無償サービス）

2 事業概要

(1) 四賀居宅介護サポートセンター

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務
- イ 研修の参加・実施・技術修得
- ウ 地域ケア会議への参加
- エ 地域福祉事業への参加

新オ 「高齢者元気づくり講座（仮称）」の開催

(2) 四賀ヘルパーステーション

- ア 近隣市町村の利用者の現状を把握しながら近接地域の新規利用者の獲得
- イ 利用者の意向に合わせた訪問介護計画書の作成、及びサービスの提供
- ウ 研修の参加・実施・ミーティングの強化
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 自立支援や重度化防止サービスのプランニング
- キ 地域福祉事業への参加

新ク 「高齢者元気づくり講座（仮称）」の開催（営業強化）

(3) 四賀デイサービスセンター

- ア 年間無休営業（365日）
- イ 専門職による個別機能訓練の強化
- ウ 研修の参加・実施（年間研修計画に基づき認知症加算の取得を目指す）
- エ 農園・農場の運営（直営の無農薬の野菜や米を使用し栄養バランスの良い昼食提供）
- オ ボランティア、四賀小学校、会田中学校との交流
- カ ケアマネージャー、医療機関、行政等他職種との連携
- キ 地域ケア会議への参加
- ク 通所型サービスAとの連携や利用者の交流
- ケ 消防訓練の実施（年2回）
- コ 指定管理者制度に基づいたデイサービスの運営
- サ ユニットケアによる利用満足度の向上
- シ 自立支援、重度化防止サービスのプランニング
- ス 生活機能向上連携の実施（鹿教湯HP）
- セ 地域福祉事業への参加

新ソ 「高齢者元気づくり講座（仮称）」の開催（営業強化）

- タ 職員のスキルアップ・研修の実施

(4) 通所型サービスA

- ア 研修への参加
- イ 地域包括支援センター、ケアマネージャーとの連携

北部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 地域福祉活動の推進

所管する地区において、住民主体の地域福祉活動の推進・支援を行います。

特に、第3期地域福祉活動計画に基づく取組みや地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について計画の段階から積極的に関わり活動支援を行います。

(2) 地区社協の支援

進む高齢化や地域関係の希薄化によって、役員のなり手や人材不足が課題となる中、地域福祉の核となる地区社協の在り方について共に考えます。

(3) 相談窓口としての支援

地域の方の困りごとや、取り組みたい事業についての相談を常に受け入れ、専門機関に繋ぐもの、社協が協力や支援できるもの、地域で解決できるものとのコーディネートし対応します。

新 (4) 地域課題の他職種連携

介護保険事業を実施している北部地区センターの強みを活かし、出てきたニーズについて他職種が連携し、より良い支援が提供できるよう取り組みます。

新 (5) ボランティア支援

ふくふくらしいず近隣に本年度移転予定の赤十字乳児院におけるボランティアの活動支援を行います。

2 事業概要

(1) 各地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

新 (2) 地区別地域福祉計画未整備地区での策定

新 (3) 「ボランティアルーム」の有効利用

ア ボランティア活動の拠点として活用

イ ボランティア養成などの講座に利用

(4) 各地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

ア 見守り・助け合い意識向上のための場づくり

イ 担い手（ボランティア）の育成

ウ 集いの場（サロン等）の立ち上げと充実

(5) 地域包括ケアシステム構築に向けた関係職員との連携強化

（認知症対応型）オレンジカフェ立ち上げの準備

(6) 地域福祉課との連携による有償生活支援事業の推進

ア 地域ごとのニーズ把握

イ 利用会員及び協力会員を増員するためのPR強化

ウ 地域における支え合いの仕組みづくりへの支援

(7) 北部福祉複合施設（ふくふくらしいず）の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 居宅介護支援事業の推進

- ア ケアプラン作成、モニタリング、給付管理だけではなく、利用者の生活歴と生活の希望を把握し、その遂行のために他職種との連携・調整、情報共有を行います。
- イ 同居、別居に関わらず、介護者の負担軽減のサポートを行います。
- ウ 利用者が自分らしい暮らしを最期まで続けていかれるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- エ 介護専門員として資質向上を図るため積極的に研修へ参加します。

(2) 通所介護事業の推進

- ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、利用者及び家族からのニーズに沿ったサービスの提供に努め、利用者の心の安らぎ、孤独感解消、介護するご家族の負担軽減を図るなど、在宅福祉を推進します。
- イ 利用者の自立支援と重度化防止を図るため、機能訓練の充実強化に取り組みます。
- ウ 地域及び医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を整備します。
- エ 魅力ある施設運営に努め、積極的に利用者の確保に努めるとともに、職員配置の適正化を図りながら安定経営を目指します。

(3) 訪問介護事業の推進

在宅福祉推進のため各介護保険事業と一体的に事業展開を行ないます。

☐ (4) 安全衛生管理活動の推進

介護職場における就労環境の改善及び職員の健康づくりに取り組むとともに、事業所の安全と衛生管理活動を推進します。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業の実施

- ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供
- イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携
- ウ 医療・介護等の他職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加
- ☐エ 主任ケアマネージャーの育成強化

(2) 通所介護事業の推進

- ア 365日営業の実施
- イ ナイトケア事業の実施
- ウ 利用者の自立支援と重度化防止の推進

- エ 管理栄養士が作成したメニューによる栄養バランスの取れた食事の提供、季節
や行事に合わせた食事及びおやつの提供
- オ 地域との交流・連携強化と、地域包括ケアシステム構築への積極的な参加
- カ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づく研修会への参加（認知症対応の
向上、O J T研修等）
- キ 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）
- ク 介護負担軽減のため年2回の介護者教室の開催と、介護相談の実施
- ケ 中高生のボランティア及び職場体験の受け入れ実施
- コ 信大生及び専門学校生等の実習の受け入れ実施
- サ 医療系関係機関等へのPR強化と、増加する医療ニーズへの積極的な対応
- シ 車椅子浴、寝台浴を含む安心・安全な入浴の提供
- ス レクリエーションの充実

- 新セ 生活機能向上連携加算（新規取得）に対応した個別機能訓練の充実強化（北部
デイサービスセンター）
- ソ ケアマネージャーと連携し、個別メニューによるリハビリを実施して機能回復、
維持を図る（東部デイサービスセンター）
- タ 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイ
サービスセンター）、被災地体験講演、健康指導等
- チ 認知症対応型通所介護事業所の専属スタッフによるケア実施のPR強化、稼働
率向上（北部デイサービスセンター）
- ツ 認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議を6ヵ月に1回以上開催（北部デ
イサービスセンター）
- テ 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）

（3）訪問介護事業の推進

- ア 訪問介護計画書に基づく円満なサービス提供
- イ 訪問介護員としての資質向上を図るため積極的な研修参加
- ウ ケアマネージャー、医療機関、行政等との連携を図り支援会議への参加
- エ 地域ケア会議への参加
- オ 特定事業所加算Ⅱの取得

- 新カ 実習生の受入れ

（4）安全衛生管理活動の推進等

- ア 北部地区センター衛生委員会の毎月開催
- イ 自衛消防訓練の実施（北部福祉複合施設と合同で年2回）

成年後見支援センター

1 主要取組

(1) 法人後見の推進

法人で後見人等を受任する必要がある事案を精査したうえで受任することで、成年後見制度の利用が必要な住民が安心して生活できるように適切に法人後見を推進します。

(2) 市民後見人並びに法人後見支援員の養成

第2期市民後見人養成講座を開催し、市民後見人をさらに養成するとともに、市民後見人材バンク登録者に対して、継続したフォローアップ研修や実務実習を行うことで、市民後見人として活動する人材を養成します。

また、家庭裁判所から後見人等に選任された市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるように、継続した支援を行います。

さらに、法人後見業務を支援する法人後見支援員の養成についても併せて行い、法人後見業務の効率化を図ります。

(3) 成年後見支援センターかけはしのあり方検討委員会の運営

今年度も引き続き、成年後見支援センターのあり方検討委員会を設置し、成年後見支援センターかけはしが行う法人後見の受任件数の増加や、相談内容の複雑多様化、成年後見制度の利用の促進に関する法律への対応などに対する、より具体的な方針について検討します。

2 事業概要

(1) 成年後見制度に関する相談の実施

ア 職員（社会福祉士）による相談 平日午前8時30分～午後5時15分

イ 弁護士、司法書士による専門相談

(ア) 日時 毎週火曜日（祝祭日除く）午後1時～午後4時

(イ) 方法 弁護士、司法書士が交互に担当

(ウ) 場所 成年後見支援センター事務所

(エ) 必要に応じて参加市村での相談日も設ける。

ウ 出張講演・相談会の開催

各市村において弁護士・司法書士の講演、相談会を実施

(2) 研修会・学習会への職員派遣

行政・団体等の依頼による研修会、学習会 随時

(3) 成年後見人等のつどいの開催 年1回（9月）

(4) 法人後見の受任

(5) 法人後見支援員の養成

ア 法人後見支援員研修 (年1回以上)

イ 第2期市民後見人養成講座と併せた法人後見支援員の養成

(6) 運営委員会、小委員会の開催

ア 運営委員会 3回 (4月、9月、2月)

イ 小委員会 月1回程度

(7) 成年後見支援センターかけはしのあり方検討委員会の開催 随時

(8) 対人援助技術研修 年1回

(9) 市民後見人の養成

ア 第2期市民後見人養成講座の開催

基礎研修8回 (8月~9月)、実践研修8回 (10月~11月)

イ 市民後見推進委員会の開催 (月1回程度)

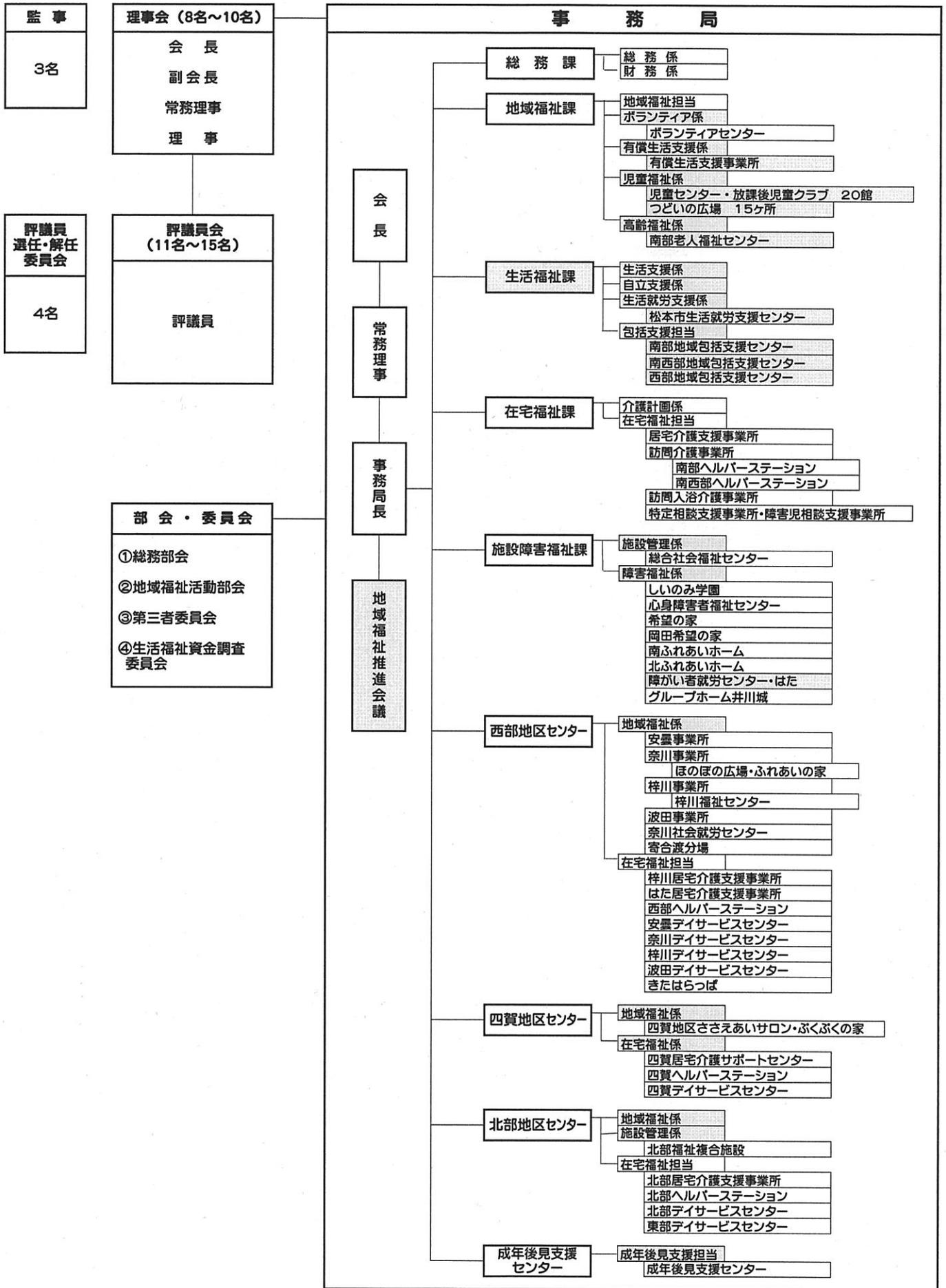
ウ 市民後見人材バンク登録者に対する実務実習

エ 市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修 (年3回程度)

オ 市民後見人への助言・支援

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会組織図

平成31年4月1日現在



支会 (35地区社協)

第一	第二	第三	東部	中央	城北	安原	城東	白板	田川	庄内	鎌田	松南	島内	中山	島立	新村	和田	神林	笹賀	芳川	寿	寿台	岡田	入山	里山	今井	内田	本郷	松原	四賀	安曇	奈川	梓川	波田
19	18	12	14	16	14	11	12	14	12	15	17	9	20	6	10	14	10	7	14	8	12	8	7	13	16	15	9	26	7	27	7	14	28	27

分会 (488分会社協)

